

第5回 袋井市水道料金等懇話会議事録

期 日 平成26年7月18日(金) 午後1時00分～4時20分

場 所 袋井市役所 4階 庁議室

出席者 委員：西野勝明、田代景子、兼子文夫、高橋正則、金原萬七、豊田富士雄、
柴田 猛、新海智美、衛藤徹雄、村田朝子（設置要綱順による 出席者10名）
市 ：水道部長、水道課（4名）、下水道課（4名）
コンサル：大場上下水道設計（2名）、日本水工設計（2名）

□ 開 会

□ 部長挨拶

暑くなってきたので、皆さん、体調管理に御注意頂きたい。

懇話会も第5回になるが、前回までは水道事業と下水道事業の経営改革に向けた課題等を整理させて頂きながら、たたき台としての体系を示させて頂いている。

公共料金という性質のなかで、皆さんにご理解頂ける体系の中で進めていかなければならないというところもあるので、その素案となる体系の基本方針、原案を示させて頂くので、皆さんの意見をしっかりと聞かせて頂きながら、最終的な意見書のとりまとめに向けて審議を進めさせて頂きたい。

本日は、長時間になりますが、審議をしていただけるようお願いしたい。

□ 議 事

1. 第5回懇話会会議録報告（資料1）
2. 下水道使用料等の体系の基本方針と改定素案について（資料3）
3. 水道料金体系の基本方針と改定素案について（資料2）

□ 質 疑

2. 下水道使用料等の体系の基本方針と改定素案について

衛藤委員

Q. 基本水量を8m³にするということだが、実績が平均7.5m³なのか？これから7.5m³になるということなのか。

水道課長

A. 水道料金が平成22年度に改定した時のもので、1人暮らしの人がどの位使うのかというこ

とを調査した時の数字であり、それを基本水量に適用している。今回はそれを下水道にも適用し、基本水量を 10m³ から 8m³ に切り下げたものである。

衛藤委員

Q. 今まで 10m³ だったのは多く見込んでいたのか。

石川課長

A. 現在の体系は全国の事例を調べて参考にしているが、10m³ を採用している事例が 7 割なので採用した経緯がある。

衛藤委員

Q. 静岡県西部は 8m³ ということか。全国と静岡県西部は違うということか。

石川課長

A. 全国的なものはわからないが、県内でいえば、東部で沼津市が 10m³、西部でいえば磐田市、掛川市、湖西市、菊川市が 8m³ で他は 10m³ を基本使用料の基本水量として採用している。

衛藤委員

Q. 西部の基準に合わせたということか。

水道課長

A. 前回の水道の懇話会資料で基本水量のデータを添付しているが、平成 22 年度にはこのデータに基づき、水道料金の基本水量を見直したということであると思われる。

柴田委員

Q. Case2 は単価が 150 円／m³ になるとあるが、P10 の体系表ではどう表れるのか。基本使用料の単価と従量使用料単価では異なるのだが。何 m³ 使うと 150 円／m³ というわけではないのか。

白井部長

A. 150 円／m³ とは使用料収入の総額を総水量で割った平均であるの単価であり、それを維持するために体系設定をするとこういった体系になるという案である。Case2-2 だと基本使用料が 896.4 円まで上がるということである。

柴田委員

Q. 昨日下水道課に相談したのだが、私の会社は自動車整備業を営んでいるのだが、車を洗車する水は下水に入らず、生活をしていないのでお茶飲むくらいの分しか下水には入っていない。それでも 1 ヶ月に 120m³ 分も請求が来たのはおかしい。ちゃんとチェックしてくれるのか。

久野係長

A. 下水道の使用量は、水道の使用量と同じにするのが普通だが、柴田委員が仰るような使い方をして、水道のメータと実際に下水道に流れ込む水量が異なる場合は、用途に応じて分けるところに、新たにメータをつけて、下水道に入らない用途の水量を検針するように

している。

柴田委員

Q. 言ってやってもらったのにもかかわらず、5m³ くらいしか使っていないはずが、60m³ も請求された。さらに料金も上げられてしまうと非常に苦しい。

西野会長

A. 正確な把握のやり方を行って頂ければと思う。

金原委員

Q. 8m³ と 10m³ が混在していて分かりにくい。従量とはどういうことか。

石川課長

A. 10m³ は現行の基本使用料である。従量使用料は使用水量別の超過の料金である。

白井部長

A. 現状は基本水量が 10m³ となっているが、改定案としては 8m³ に変えるということで案を出させて頂いている。Case1-1 では、基本使用料が 604.8 円となっているが、これは現行の 756 円を 8m³ に換算すると 604.8 円になるということであり、単価でいうと変わっていないということである。表記が複雑で難しくて申し訳ない。従量使用料は使った水量に応じて計算していくものであり、多く使えば高くなるということである。

柴田委員

Q. 使えば使うほど使用料が高くなるとのことだが、多く使うと下水の管も太くなったりするのか。

白井部長

A. 下水道では一般家庭ではこのくらい使うだろうと予測して管を入れたりしているが、最上流部に多く水を使う施設があると、それを考慮して管を大きくしたりしている。

村田委員

Q. たくさん使ってもらった方がお金を回収できて、袋井市としてはいいということになる。厳しい社会情勢を考えると、袋井市が潤うためにたくさん使ってもらえるような使用料体系にした方がいいのではないか。ある程度使うと割引があるとかあってもいいのではないか。基本使用料以下の利用者はそんなに高い使用料ではないのだから、そんなに下げる必要性は無いのではないか。

西野会長

Q. 水道料金の場合は、国の考えで、ある程度の利益は見てはどうかという提言が出てるそうだが、下水道も同じことがいえるのか。家庭等から多くし尿などが排出されると施設に負荷がかかり影響を与える等は無いか。

水道課長

- A. 水道料金については、国からなるべく基本料金で賄うことや逡増制からフラットや単一体系にしていくこと等が言われている。ただ、下水道は特に示されていない。割引については、今後の課題ではないかと思われる。

白井部長

- A. 水道事業の資料2のP45に水道の利用実態を示している。水量が多いのが60m³あたりで一般家庭の方々であるという現状にある。口径50mmや100mmというのは企業であるが件数は少ない。企業の育成をいう意見も頂いているが、一般家庭が多いという状況も踏まえて将来の検討課題として考えていきたい。

西野会長

- Q. P4の建設事業費を変えた場合のシミュレーションがあるが、これとP8以降の財政シミュレーションとの関連性を説明してほしい。

石川課長

- A. P4での検討はP8以降の財政シミュレーションとは関係付けられていない。建設事業費が変われば、また同じような使用料に関する財政シミュレーションが必要となる。

西野会長

- Q. 今回の財政シミュレーションは既存計画前提だということによいのか。

白井部長

- A. P4において、現計画では経費回収率は平成60年度では64.5%だが、①の整備面積を50%に減らした場合では63.4%と悪くなる。④だと58.9%ともっと悪くなる。汚水処理原価はスケールメリットが働かなくなるので高くなってしまうというのがある。将来区域を見直した場合には、改めて収支計算をやり、使用料が適正かどうかという検討を行わなければならないと思われる。

西野会長

- Q. 維持補修は大きくなると思うが、反映されているのか。

白井部長

- A. 60年までなんとか持つと考え、現段階では見込んでいない。これから、企業会計への移行という話も出ているので、水道と同様に減価償却を取り入れて経営をチェックしていかなければならないので、その際には維持管理をどうするかという議論をしていかなければならない。

西野会長

- Q. 今回は見込んでいないが将来は検討する必要があるという認識でよいのか。

白井部長

A. そのとおりである。

柴田委員

Q. たくさん使うと高いということだが、我々企業を経営する立場としては信じられない。市は我々とは考え方が違い、縛りがあることは理解するが、我々がたくさん使えるようにするよう考えてもらわないと進んでいかないのではないか。袋井市や日本から企業から逃げていかない考え方を役所も持ってほしい。

村田委員

Q. 袋井市は、国から就職先が少なく、雇用開発促進地域というものに指定されているくらいなので、もっと水を使ってもらって、国から指定されないようにしないといけない。一般家庭への配慮だけでなく、長い目でみるべきでは。

西野会長

質問が無ければ次に進ませて頂く。

3. 水道料金体系の基本方針と改定素案について

田代委員

- Q. 確保したい内部留保資金を 7.3～7.7 億円と設定した根拠は、被災時にも事業継続のために必要な資金と理解している。今回のシミュレーションに、内部留保資金 7.3～7.7 億円はどう関係してくるのか？

安間課長

- A. 内部留保資金の適正額については、根拠となる算出方法がなく各事業体の考え方にゆだねられている。よって、本市としては災害時でも安定供給するために必要な資金として、前回資料を提示した。

しかし、前回の懇話会で、算定方法の妥当性についての意見を頂いたため、水道ビジョンに含まれていない事業に必要な工事費、周辺事業体の実績、文献資料等、前回提示した資料を基に多面的に検討すると、内部留保資金としては 7.3～7.7 億円が妥当と判断した。この考え方についてご意見を頂きたい。

また、15 ページ以降の財政シミュレーションは、内部留保資金の適正額を 7.3～7.7 億円とし、老朽管更新事業の計画期間を短くした場合の財政シミュレーションであり、安定的な事業継続のためには、計画期間を 20 年間とするのが妥当と判断した根拠資料である。

なお、新料金体系の検討については、内部留保資金の検討が「了」となったと仮定して検討を行っている。

西野会長

- Q. 「了」というのはどの部分か？

安間課長

- A. 内部留保資金が 7.3～7.7 億円という件。

田代委員

- Q. 内部留保資金を確保する必要性は理解している。ただし、災害時に必要な資金として前回提示された 7.3～7.7 億円を今後も適正額とするということなのか。企業局との協議で、災害時の受水費の減免処置について、個別のケースで斟酌されるとのことであるため、必ずしも 7.3～7.7 億円も必要ないのではないか。

これまでの議論で確定していない金額でシミュレーションを続けるのであれば、再考する必要があるのではと考える。

安間課長

- A. 前回の懇話会では災害時対応で約 7 億円の内部留保資金が必要との資料を提示したが、東日本大震災の事例では、災害復旧費用のうち水道事業が負担する分は、国からの補助金給付により実際は少なかった事例があるが、南海トラフ地震が発生した場合に、同様に国からの補助金給付があるかは不明である。

また、別の考え方として、近隣事業体の実績、文献資料、水道ビジョンの事業計画に含まれていない事業費をもとに、内部留保資金の適正額の根拠資料として、資料提示した。

西野会長

Q. 内部留保資金を災害時のために確保したいという論理とそれ以外の論理があるのか？

安間課長

A. 前回の懇話会では、災害時のために内部留保資金を確保したいとの論理で根拠を提示した。

内部留保資金の適正額については基準がないため、近隣事業体の実績、文献資料、水道ビジョンの事業計画に含まれていない事業費をもとに多面的に検討した結果を提示させて頂いた。

白井部長

A. 当初は災害時でも自己資金だけで復旧が可能な資金として、約7億円という金額を提示した。しかし、前回の懇話会で、国からの補助や企業債の借入等があるなかで、そこまですべて必要かとの意見を頂いた。

安定的に事業経営するためには、事業計画に含まれていない施設の更新費を確保することが望ましく、試算をした結果、約7.1億円が必要となった。

よって、災害時に必要な資金という観点と、事業計画に含まれていない施設の更新に必要な資金という観点から、内部留保資金としては約7億円を確保したいという原案を提示させてもらった。

田代委員

Q. 内部留保資金を毎期7億円確保したいという一方、企業債として毎期2億円借入する計画であるが、どのように市民に理解してもらうか心配である。

白井部長

A. 企業債の2億円は工事費に充当する金額である。企業債の2億円は、今後20年間で耐震適合率を約67%まで上げるという事業計画に必要な工事費の原資として必要となる。その金額を内部留保資金から充てるとなると、5年で内部留保資金が無くなってしまい、それ以降はすべて借金となってしまう。

企業債2億円の借入を行わないとすると、その分は水道料金収入で確保する必要があり、使用料金の値上げ幅に影響してくる。一方、借入をすることで、償還期間の中で負担を平準化し、使用料金の値上げを抑えることとなる。

西野会長

Q. 電力、ガス、水道等は固定資本の費用が非常にかかる事業である。そういう事業において、どの程度の内部留保資金が適正かという議論である。ただ、公共事業であるため、国からの補助や一般会計からの繰入等があるが、それらについて期待せず自己資金である程度確保したいとのことだが、企業経営をしている委員の方から何か意見はないか。

柴田委員

Q. 平成28年度に料金改定とあるが、それ以降、料金改定はないのか？

安間課長

A. このシミュレーションでは平成28年度の1回だけである。

柴田委員

- Q. 内部留保資金が減ってきたら料金改定するのであれば、その都度料金改定をすれば良いのでは？

安間課長

- A. 水道料金は3～5年で料金を見直すのが望ましいとあり、また、前回の懇話会でも同様の提言を受けており、今回の懇話会を開催した経緯もある。次の3～5年後にも時勢に合わせて見直しを行う可能性はある。

柴田委員

- Q. 田代委員が発言したように、内部留保資金があるのに料金改定するというのは理解されないのでは。平成45年度まで内部留保資金7億円を維持する必要はないのでは？

白井部長

- A. 第4回懇話会の資料のP.9を見て頂きたいが、現行料金体系で現在計画している事業を実施すると、平成32年度に内部留保資金は無くなり、それ以降は事業継続が不可能となる。内部留保資金を確保しつつ、事業継続するための検討資料として、第4回懇話会で検討資料を提示した。

柴田委員

- Q. 平成32年度に内部留保資金が無くなるから10%の値上げをするということではないのか？

白井部長

- A. 内部留保資金が無くなるまえに、どの程度確保するのが妥当かというのが、重要な検討項目となる。事務局としては約7億円を確保したいと考えているが、その妥当性について意見を頂きたい。

豊田委員

- Q. これまでの議論でも話題になったが、水を使ってもらい料金収入を上げる方法はないのか。また、内部留保資金については、最初から内部留保資金ありきで議論をするのは難しいのではないか。また、内部留保資金の根拠として、東日本大震災の事例を基に説明しているが、それよりも現行料金体系では平成32年度以降に事業継続が難しくなるといった理由で説明した方が良いと考える。

安間課長

- A. 水道事業は市民に飲み水を安定供給する使命があるため、経営破綻は許されない。また、地方公営企業法逐条解説においても、必要な内部留保を確保する必要があると示されているため、内部留保資金を確保することについては理解を頂きたい。

西野会長

- Q. もちろんそれは理解している。ただ、消費税も上がり中小企業の負担も増える見込みなのか、内部留保資金の確保という論理で議論を進めるのは違和感があるということではないか。

金原委員

- Q. 前回の料金改定時の財政シミュレーション資料について、実際の決算と財政シミュレーションと乖離が発生しているが、水道使用量の減少以外の理由は？

安間課長

- A. リーマンショック、ユーロ危機、東日本大震災等の社会情勢の変化により経済状況が悪化した他に、激変緩和処置の採用が挙げられる。

田代委員

- Q. P. 44 の表に「低所得者」とあるが、「少量使用者」の誤りか？

安間課長

- A. 少量使用者に訂正。

衛藤委員

- Q. P. 9 の今後の給水戸数の見込で、口径 13mm と口径 20mm で増加傾向となっているが、人口が減少している状況で給水戸数は増加するのか？

安間課長

- A. 将来の需要予測をした結果、人口は減少するが単身世帯は増加する予測となったため、給水戸数は増える結果となった。

衛藤委員

- Q. では、P. 10 の有収水量は減少するというのは？

安間課長

- A. 人口が減少したため、有収水量が減少した。

衛藤委員

- Q. では、P. 11 のグラフで、平成 23 年頃から使用水量が減少している原因は？

安間課長

- A. 平成 22 年頃から経済状況が悪化したことと、節水機器の普及の影響と考えている。

衛藤委員

- Q. 少量使用者に配慮した料金設定とのことだが、節水機器がより普及した際に、さらに有収水量の減少が考えられるが、その場合に新料金体系で賄えるのか？

安間課長

- A. それらについては見込んで検討している。

ここで、追加資料が示すように、現行料金体系では、 $20\text{m}^3/2$ ヶ月は県内で 28 位と下位である一方、 40m^3 、 60m^3 は上位である。これをどのようにとらえるか。また、前回の懇話会で低所得者や大口需要者に配慮した料金体系をとる意見を頂いた。その中で、厚生労働省の見解では固定費分は基本料金収入で回収すべきとあるが、現状 77% の回収率に対し、今回の料金改定で 100% とするか、中間の 87% とするか、意見を頂きたい。

金原委員

- Q. P. 9 の資料より、小口径の戸数が増加するとのことだが、それが高齢者の単身世帯とアパート等の単身世帯のどちらが多いのか疑問があるが、基本的には少量使用者にある程度の負担をお願いするのが良いのではと思われる。

西野会長

- Q. 大口需要者の負担を減らすのか、社会政策的な面から低所得者や高齢者の負担を減らすのか、あるいは、負担を願うのか。政策論議になってくる。

安間課長

- A. P. 44 の表で、基本料金で固定費分を 100%回収するためには 25%の UP が必要となり、少量使用者は約 300 円の値上がりとなるが、87%の回収とすれば、10%の基本料金 UP となり、約 150 円の値上げとなる。

一方、大口需要者にとっては、基本料金 25%UP とした方が、基本料金 10%UP よりも値下げは大きくなる。

ただし、大口需要者の件数としては、平成 24 年度の実績値で、口径 50mm で 81 戸、口径 75mm で 33 戸、口径 100mm で 5 戸である。

村田委員

- Q. 大口需要者に配慮するのもよいが、低所得者だけではなく、中小企業も経営状況は厳しいため、配慮して欲しい。

安間課長

- A. 給水収益としては年間約 14 億円が必要であるが、それをどの部分で負担して頂くかというのが問題である。しかし、例えば、100m³ を使用している一般家庭と企業で、企業だけを安くすることは出来ない。

村田委員

- Q. 一般家庭では、電気料金等と比べると、水道料金は高くないと認識している傾向がある。

安間課長

- A. 厚生労働省は、従量料金の通増制を見直すべきとの見解であるが、通増度合をどの程度緩やかにするかが問題である。

村田委員

- Q. 単純に通増度を緩やかにすると中間部が変わらない。それではなく、中間部を最も高くするのはどうか。

高橋委員

- Q. 従量料金の通増度合で中間部が最も高くなる案がでたが、少しでも一般家庭の負担を軽くなるような配慮をして欲しい。

白井部長

- A. P. 28～43 の新料金案の料金比較表で、「料金案ア」と「料金案オ」を比較した場合、小口径の少量使用者では基本料金を 10%UP とする「料金案オ」の方が値上げ率が低い結果となった。また、「料金案エ」や「料金案ク」のように、従量料金を単一制とすると、大口需要者で値下げとなる部分が多くなる案もある。そのようななかで、事務局としては、「料金案カ」か「料金案キ」が妥当ではと考えている。

また、「料金案ア」と「料金案キ」を比較すると、「料金案キ」では大口需要者は値下げされ、口径 13mm で 20m³ 使用者の UP 率も低くなっているが、60m³、80m³ の使用者については、「料金案キ」の方の UP 率が高い等、どちらかを上げれば、どちらかが下がるといった結果となる。

兼子委員

- Q. 水道事業は公共事業である一方、水道事業は企業体との側面もある。これまでの議論のなかで、「少量使用者＝生活弱者(低所得者)」となっており、生活弱者だから救済しなけ

ればという考えと、水道事業は企業体であるということが矛盾してしまう。「少量使用者＝生活弱者」という考えは除いて議論してもよいのではないか。

税金で考えてみると、基本的には税は均等にとるといった考えがある。水道料金についても、均等に徴収するのが良いのではないか。生活弱者の救済については、税金から配分してもらうのが本来の姿ではないか。

白井部長

- A. 水道料金体系に、袋井市としての政策的な考え方を反映させる必要があるのではとの意見と受け取る。後期高齢者医療制度や年金等の福祉に関する制度の見直しや生活困窮者が増加しているなかで、水道のあり方について投げかけを受けたと考え、参考にさせて頂く。

新海委員

- Q. 従量料金の設定で、袋井市としての施策を反映させた料金体系を作って欲しい。

西野会長

- Q. 現在のような経済情勢の中で、中小企業支援という視点は重要である。これまではその様なことを配慮されていないかったため、新料金体系では政策的な配慮は必要ではないか。一方で、消費者への配慮も必要となる。

本日頂いた意見を基に料金案を再検討し、また、消費者や企業の方に説明できるように理論を整理して欲しい。

白井部長

- A. 次回の懇話会では、新料金案の基本的な方向性の議論をお願いしたい。

豊田委員

- Q. 財政シミュレーションに、滞納金はどのように考慮しているのか？

安間課長

- A. 支出項目の貸倒引当金として見込んでいる。

豊田委員

- Q. 水道料金改定の際には、滞納整理をしっかりやって頂きたい。

白井部長

- A. 未収金対策としては、現状、年3回給水停止を行っている。今年度は、10万円以上の大口滞納者を対象に重点的に行っていく。最終的には、月1回の給水停止を行うように考えている。

西野会長

- Q. 次回は、滞納整理も反映した資料提示を。

柴田委員

- Q. 懇話会の開催間隔を短くして欲しい。もしくは、資料をもう少し早く欲しい。

安間課長

- A. 資料作成期間も必要であるため開催間隔を短くすることは難しいので、資料送付を早くするように努力する。